

2025年1月31日

会員各位

一般社団法人日本内視鏡外科学会
評議員選考委員会
委員長 文 敏景

2025年度 評議員申請のお知らせ

評議員会は、本学会の社員総会を構成する重要な機関です。評議員は評議員選考委員会、理事会の決議をもって選出されます。評議員就任を希望する正会員は、下記をご参照いただき、申請手続きを行ってください。

なお、2025年度より、郵送による申請から「[オンライン申請](#)」へ変更いたします。

1. 申請資格（[評議員選出規則第2条](#)より）

- ① 満67歳未満の正会員であること。
- ② 申請する時点で、この法人に連続7年以上会員※1として所属していること。ただし、消化器・一般外科、呼吸器外科、小児外科、内分泌外科を除く領域の会員については、通算5年以上会員※2として所属していること。
 - ※1 2018年7月1日以前に入会している会員。
 - ※2 2020年7月1日以前に入会している会員。
- ③ 会費に未納がないこと。
- ④ この法人の目的に沿った研究業績が備わっていること。
- ⑤ 日本内視鏡外科学会総会において、直近7年のうち、4回以上の参加実績を有すること。ただし、消化器・一般外科、呼吸器外科、小児外科、内分泌外科を除く領域の会員については、直近5年のうち、3回以上の参加実績を有すること。

2. 提出書類

- ① 評議員申請書「推薦書」

推薦者は、本学会評議員、名誉理事長、名誉会長、名誉会員、特別会員、及び監事のうち3名（ただし、同一施設からは、2名まで※3）とする。

 - ※3 2名までは同じ施設の所属でも可だが、1名は別施設の所属であること。
- ② 評議員申請書「業績目録」

「業績目録」に記入すべき論文は、本会の目的に沿った研究実績を入力すること。内視鏡外科に関する論文※4,5,6を5編以上(筆頭論文1編以上を含む)10編以内とする。そのうち video article については、別添の通知文章（[こちら](#)）を必ず確認すること。

 - ※4 例：内視鏡的粘膜切除術（EMR）および内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD）は認められないが、経肛門的内視鏡下マイクロサージェリー（TEM）は認められる。
 - ※5 選考では、日本内視鏡外科学会雑誌もしくは Asian Journal of Endoscopic Surgery の論文（筆頭でも共著でも可）をどちらか1編を必ず含めるものとする。消化器・一般外科、呼吸器外科、小児外科、内分泌外科を除く領域の会員は、その領域における機関誌をもってかえることができる。
 - ※6 筆頭・共著を含めピアレビューの証明がある雑誌を基準とする。また、病院雑誌・地方会誌は含まず。

- ③ 論文全文（業績目録添付書類）
「業績目録」に記載した、論文全文データ（PDF ファイル）。
- ④ 本学会総会参加証
本学会総会において、消化器・一般外科、呼吸器外科、小児外科、内分泌外科領域の会員は直近 7 年のうち 4 回以上の参加実績を有すること※7。これらを除く領域の会員は直近 5 年のうち 3 回以上の参加実績を有すること※8。
記名のない参加証は原則不可とする。
※7 第 31 回総会（2018 年）以降の総会が該当。
※8 第 33 回総会（2020 年）以降の総会が該当。

3. 提出方法

- ① 本学会「会員専用ページ」内の「評議員申請」の「手引き」を参照すること。
- ② 必要書類は、指定の URL よりアップロードすること。
- ③ 申請者の情報については、指定の申請フォームへ入力すること。

4. 申請期限

必要書類のアップロード、かつ申請フォームへの登録完了日は、以下の通り。
申請完了期限：2025 年 6 月 30 日（月）23:59 まで

5. その他

- ① 評議員会費
会費は、20,000 円。
既に正会員会費 12,000 円を支払い済みの場合は、差額の 8,000 円を請求。
- ② 評議員更新
評議員就任後、満 67 歳を迎えるまでは、自動更新。更新申請は不要。
ただし、定時社員総会を 3 回連続して欠席した場合、その資格を失うこととなる。
なお、出席のカウントは 2024 年より「現地参加のみ」とする。

以上

<問い合わせ先>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル
日本コンベンションサービス株式会社 内
日本内視鏡外科学会事務局
E-mail : info-jses@convention.co.jp